

労働力不足に挑む中国

— 日本への示唆 —

関 志雄

■ 要 約 ■

1. 中国は、生産年齢人口が増加から減少へ、また経済発展過程における不完全雇用から完全雇用へという二つの転換点を迎えており、労働力が過剰から不足へと変わってきている。労働力不足と、高齢化社会の到来に伴う貯蓄率の低下に制約され、中国の潜在成長率が低下している。これを背景に、中国政府は、経済政策の最優先課題として、従来の雇用創出の代わりに、投入量の拡大による成長から生産性の上昇による成長へシフトしていくことを中心とする「経済発展パターンの転換」を強調するようになった。多くの中国企業は、イノベーションの加速を目指して、海外から技術を導入することにとどまらずに、自ら研究開発に積極的に取り組むようになった。政府と企業のこのような取り組みをテコに、中国は、労働集約型産業から「卒業」し、より付加価値の高い分野に資源をシフトする形で、産業の高度化が進んでいる。
2. 日本は、中国よりも人口の高齢化が進んでいる。それに伴って、労働力の供給が減少しており、潜在成長率が低下してきている。経済の活力を取り戻すためには、中国と同様に、「経済発展パターンの転換」が必要である。中でも、産業の高度化などを通じた「労働力や資本といった生産要素の投入量の拡大から生産性の上昇へ」の転換がカギとなる。その際、中国の経験が示しているように、生産要素を衰退産業から新しい産業に向かわせなければならない。そのために、規制緩和などを通じて、生産要素の流動性を高める必要がある。

I はじめに

中国では、1980年代に入ってから人口抑制のために「一人っ子政策」が実施されてきたが、そのツケが回ってくるという形で、近年、生産年齢人口が減少し始めており、逆に高齢化が急速に進んでいる。農村部から都市部への労働力の移転が進み、発展過程における完全雇用の段階（いわゆる「ルイス転換点」）がすでに到来していることも加わり、労働力は過剰から不足に変わってきており、潜在成長率が低下している。これを背景に、雇用創出の代わりに、成長の原動力を「生産要素の投入量の拡大」から「生産性の上昇」へ

切り替えていくことを中心とする「経済発展パターンの転換」が政府の政策の最優先課題となった。

II 二つの転換点を迎えた労働市場

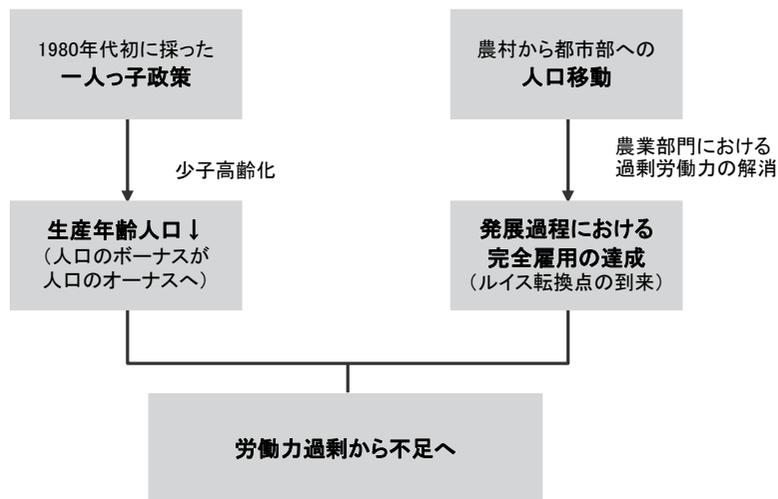
中国は、人口構成において生産年齢人口が増加する段階から減少する段階へ、また経済発展の過程において不完全雇用から完全雇用へという二つの転換点を迎えており、労働力が過剰から不足へと変わってきている（図表 1）。

まず、1980年代の初めに一人っ子政策が採られた結果、生産年齢人口は 2010 年頃にピークを迎えた後、低下傾向に転じる一方で高齢化が急速に進むと予想される（図表 2）。

また、若者を中心に、農村部から都市部への労働力の移転が急速に進んだ結果、農村部が抱えていた余剰労働力が解消されている。2013 年に戸籍地から離れた出稼ぎ農民（「農民工」）はすでに 1.66 億人に上っている¹。これを背景に、中国は、経済発展過程における完全雇用の達成を意味する「ルイス転換点」にすでに到達していると見られる²。その表れとして、現在、景気が減速しているにもかかわらず、2008 年のリーマン・ショックの後の不況期には多くの出稼ぎ農民が職を失い、田舎に帰らなければならなかったのとは対照的に、今回は深刻な失業問題が発生していない。

一般的に、生産年齢人口が増加から減少へと転換する時期と、不完全雇用から完全雇用へと転換する時期は異なる。たとえば、日本の場合、完全雇用を達成したのは 1960 年代の初めと見られる³が、生産年齢人口が減り始めたのは 1995 年前後であった⁴。これに対

図表 1 二つの転換点を迎える労働市場



（出所）野村資本市場研究所作成

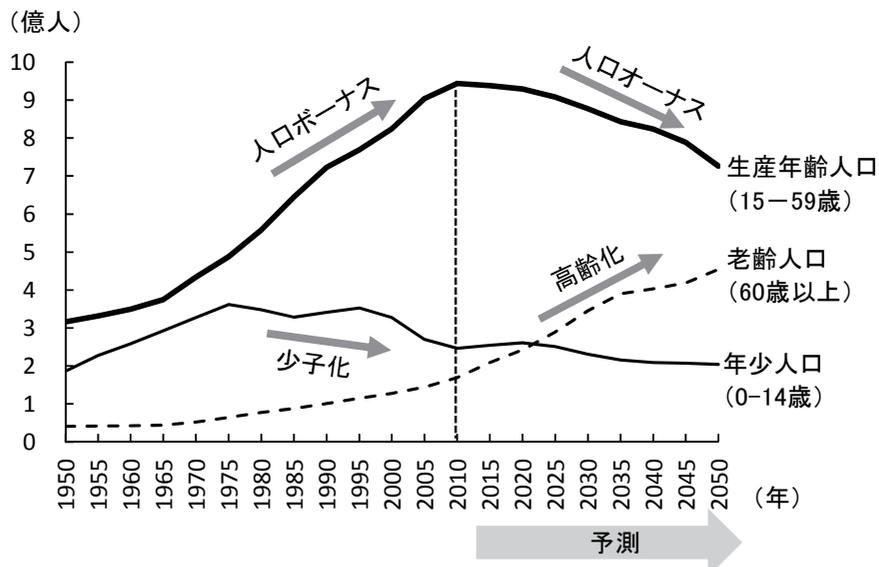
¹ 中国国家统计局「2013年全国農民工監測調査報告」、2014年5月12日

² Lewis [1954]

³ 南亮進 [1970]

⁴ United Nations, *World Population Prospects: The 2012 Revision*

図表2 中国における年齢別人口の推移



(注) 予測値は一人っ子政策の緩和を考慮していない

(出所) United Nations, *World Population Prospects: The 2012 Revision* より野村資本市場研究所作成

して、中国の場合、この二つの転換点が偶然にもほぼ同時に到来するため、労働力不足の度合いとそれに伴う経済へのインパクトは、他の国と比べて大きいと思われる。

Ⅲ 低下する潜在成長率

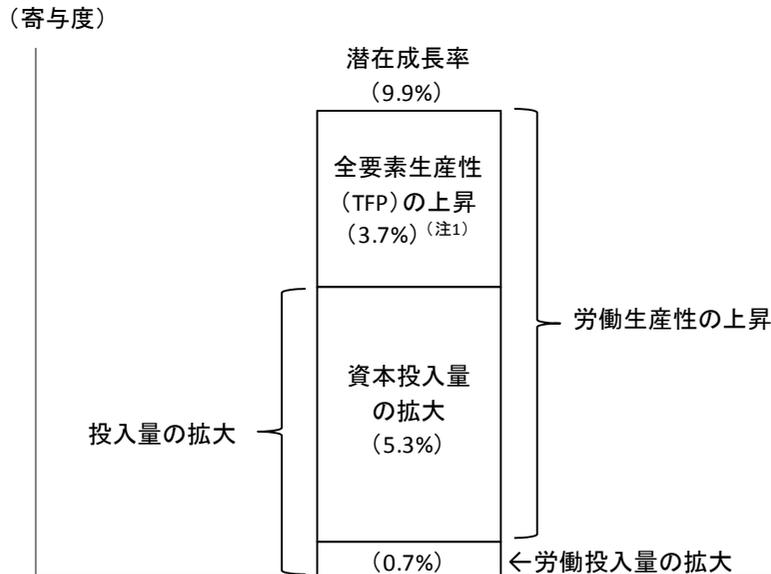
生産年齢人口の減少とルイス転換点の到来を受けて、中国の潜在成長率の低下は避けられない。成長率は、概念的に、「労働投入量の拡大」と「労働生産性の上昇」による寄与度からなるが、後者はさらに、「資本投入量の拡大」と「全要素生産性の上昇」による寄与度に分解することができる。

1995～2011年の中国の平均成長率（潜在成長率と見なされる）は9.9%に達し、それを要因分解すると、労働投入量の拡大、資本投入量の拡大、全要素生産性（TFP）の上昇による寄与度は、それぞれ0.7%、5.3%、3.7%と推計される（図表3）。労働市場における上述の二つの変化は、「労働投入量の拡大」と「資本投入量の拡大」を抑える要因となるため、全要素生産性の上昇が一定であれば、潜在成長率は低下することになる。

まず、生産年齢人口が減少し始めることは、人口ボーナスが人口オーナス、つまり重荷に変わることを意味する。これまで、生産年齢人口が増え続けてきただけでなく、若者が中心の社会においては貯蓄率も高かった。生産年齢人口の増加は、労働供給量の拡大をもたらした。また、貯蓄が投資の資金源になるため、高貯蓄率は資本投入量の拡大につながった。しかし、今後生産年齢人口が減少し高齢化が進行すれば、労働供給量の減少と貯蓄率の低下を通じて、潜在成長率は抑えられることになる。

その上、ルイス転換点の到来も成長の制約となる。これまで無限と言われた労働力の供

図表 3 潜在成長率の要因分解 (1995~2011年)



(注 1) 全要素生産性の上昇には人的資本の向上を含む。

(注 2) 各寄与度の合計が潜在成長率と一致していないのは四捨五入によるものである。

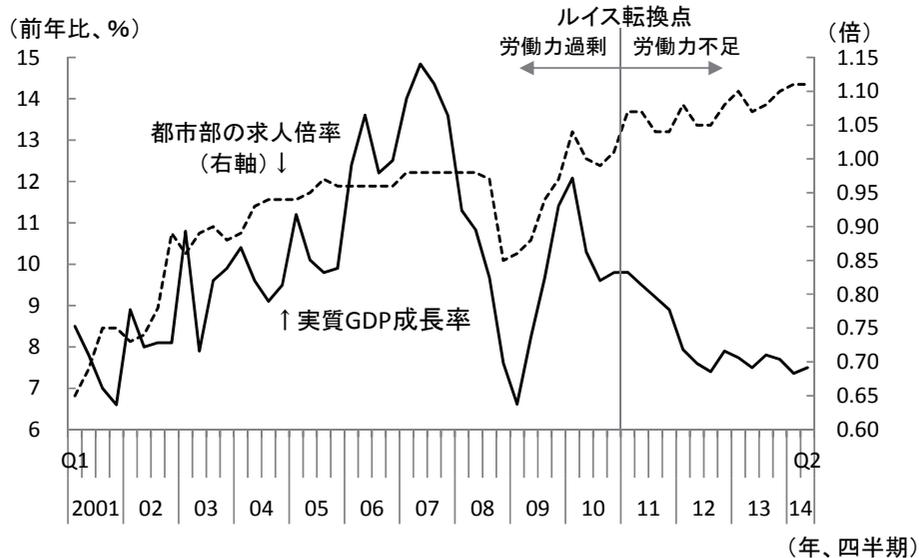
(出所) Kuijs, Louis, "China's Economic Growth Pattern and Strategy," Paper prepared for the Nomura Foundation Macro Research Conference on "China's Transition and the Global Economy," November 13, 2012, Tokyo より野村資本市場研究所作成

給は、次のルートを通じて、中国の経済成長を支えてきた。まず、農業部門における余剰労働力が工業部門とサービス部門に吸収されることは、直接 GDP の拡大に貢献した。また、生産性の低い農業部門から生産性の高い工業とサービス部門への労働力の移動は、経済全体の生産性の上昇をもたらした。さらに、余剰労働力により賃金が低水準に維持されることは、所得分配の面において、資本収入の多い高所得層に有利に働き、ひいては高貯蓄と高投資につながった。しかし、完全雇用の達成は、工業部門とサービス部門にとって労働供給量が減ることを意味する。貯蓄率の低下も加わり、潜在成長率は低下せざるを得ない。

中国における潜在成長率の低下を示唆する兆候はすでに表れている。その一つは、経済成長率が低下しているにもかかわらず、(労働市場における需給関係を示す) 求人倍率が 1 を超える高水準を維持していることである (図表 4)。

一般的に、成長率が潜在成長率を大きく上回る (下回る) ほど、労働の需給関係が逼迫し (緩和され)、求人倍率も高くなる (低くなる)。潜在成長率が一定であれば、成長率の低下を受けて、労働市場において需給関係が緩和され、求人倍率も下がるはずである。しかし、成長率とともに潜在成長率も大幅に低下していれば、失業問題が深刻化せず、現在のように求人倍率が高止まってもおかしくない。

図表4 経済成長率が低下しても高水準を維持する都市部の求人倍率
—ルイス転換点の到来を示唆—



(注) 中国の都市部の求人倍率は、約 100 都市の公共就業サービス機構に登録されている求人数/求職者数によって計算される。

(出所) 中国国家统计局、人力資源・社会保障部より野村資本市場研究所作成

IV 緩和される一人っ子政策

中国では、労働力不足と高齢化に伴う問題が深刻化しつつある中で、一人っ子政策を見直す機運が高まっている。それに向けた一歩として、2013年11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議（三中全会）において、夫婦双方または一方が一人っ子である場合、二人目の出産を認めるという方針が決定され、その影響が注目されている。

一人っ子政策は、人口抑制のための産児制限の一環として1980年に導入された。政府は一人っ子の家庭に対する優遇奨励政策（一人っ子に対する補助、学費や医療費の減免など）を進めると同時に、それに違反した家庭に対して、国家公務員の場合は行政処罰、一般の場合は罰金など、厳しい罰則を設けている。ただし、現行の制度では、一人っ子政策を基本としながらも、すべての夫婦がその対象となるわけではなく、農村部や少数民族の地区などを対象に、各種の例外規定が設けられている。第6回全国人口調査（2010年）のデータをベースに推計すると、各政策の適用対象は、一人っ子政策が総人口の37.5%、一・五人っ子政策（夫婦一組の一人目の子供が女兒である場合、二人目まで認められる）が同52.8%、二人っ子政策が同5.8%、それ以外が同3.8%となる⁵。

一人っ子政策緩和の狙いは、労働力供給を増やすことを通じて潜在成長率の低下に歯止

⁵ 「新聞背景：我が国の生育政策は実践を通じて漸次に改善されている」、新華社、2013年12月28日

めをかけることである。しかし、多くの国の経験が示すように、経済発展と所得向上に伴い、少子化が進む傾向がある。中国はすでに中所得のレベルに達しており、一人っ子政策が緩和されても、出生率の大幅な上昇はもはや見込めない。その上、中国では、地域格差が大きく、出生率の上昇は、すでに経済が発展し先進国の所得水準に近づいている沿海部と都市部よりも、遅れている内陸部と農村部の方が顕著であろう。その場合、中長期的に労働力の量が増えても、教育や健康のレベルから見た労働力の質は逆に低下する恐れがある。

また、仮に今回の政策調整の結果、出生率が短期間で上昇しても、新たに生まれる子供が成長し、労働市場に参加するまでにはタイムラグがある。その間の、年少人口の増加に伴う扶養比率（年少人口と高齢人口の合計／生産年齢人口）の上昇は、家計の貯蓄率を低下させることを通じて、むしろ潜在成長率を押し下げかねない。

このように、一人っ子政策の緩和による経済効果は限定的であり、過大な期待は禁物である。

V 促される「経済発展パターンの転換」

人口ボーナスの喪失と完全雇用の達成は、労働力と資本といった要素投入の量的拡大による成長が難しくなる一方で、中国が大量の雇用機会を創出しなければならないという制約から解放されることを意味する。

1991年から2013年まで、中国におけるGDP成長率が年率10.2%に達していたのに対し、雇用の伸びは同0.8%にとどまっている。中国では、高い経済成長率と低い雇用の伸びが共存している現状は「雇用なき成長」と呼ばれ、深刻な構造問題としてとらえている経済学者が多い。政府も雇用確保のために、労働集約型産業の発展を優先させてきた。

しかし、労働投入量を示す雇用が年率0.8%しか伸びていないのに産出を示すGDPが同10.2%も成長していることは、労働生産性の伸びが同9.4%に達し、経済成長に大きく寄与していることを意味する。つまり、「雇用なき成長」は、「雇用の拡大に頼らない成長」（＝労働生産性の上昇による成長）と見ることができる。完全雇用が達成され、生産年齢人口も低下傾向に転じ、雇用の拡大に頼る成長ができなくなった現在、労働生産性の上昇、中でも全要素生産性の上昇は、成長率を支える最も重要な要素となる。

これを背景に、中国政府は、経済政策の最優先課題として、従来の雇用創出の代わりに、産業の面において「工業からサービス業へ」、需要の面において「投資から消費へ」、生産様式の面において企業のイノベーション能力の向上や産業の高度化などを通じて「労働力や資本といった生産要素の投入量の拡大から生産性の上昇へ」とシフトしていくという「経済発展パターンの転換」を進めている。それに向けて、次の方策が講じられている⁶。

まず、産業の面では、改革開放をテコにサービス業の発展を促進する。それに向けて、サービスに適用される現行の営業税をすでに財に適用されている付加価値税に切り替え、

⁶ 李克強「経済体制改革の深化に関する若干の問題」、『求是』2014年9期、2014年5月

これを通じてサービス業企業の税負担を軽減させる。その上、金融、教育、文化、スポーツ、医療、養老などのサービス業分野の秩序ある対外開放を促進し、外資参入に対する制限を緩和する。

また、需要の面では、消費の拡大に向けて、所得分配制度の改革、社会保障制度の充実化、新しい消費分野の開拓、サービス消費とオンラインショッピングなどの新しい業態の発展の促進に加え、国内流通市場の改革、制度改革を通じて市場秩序を整え規範化することに努める。

そして、イノベーション能力の向上と産業の高度化に関しては、企業のグローバル・バリュー・チェーンのハイエンドへの参入を促す。また、市場競争による優勝劣敗という原則を貫き、企業の合併や再編を奨励し、環境保護、安全、エネルギー消費、土地利用などの基準を強化し、様々な優遇政策を整理し、古い設備や過剰な生産能力の削減を促進し、新規投資を厳しく規制する。さらに、企業の技術改良を加速させ、従来型の産業の高度化を促進する。最後に、イノベーションプラットフォームを作り、地域集積の試行を行い、戦略的新興産業の発展を推し進める、というものである。

政府の政策に加え、市場も「経済発展パターンの転換」を促す力になってきた。イノベーションの加速を目指して、多くの中国企業は、海外から技術を導入することにとどまらずに、自ら研究開発に積極的に取り組むようになった。電子商取引企業のアリババや通信機器メーカーの華為をはじめとするハイテク企業の急成長に象徴されるように、イノベーションは、経済成長だけでなく、産業高度化の原動力になりつつある。

政府と企業のこのような取り組みをテコに、今後、中国は労働集約型産業から「卒業」し、より付加価値の高い分野に資源をシフトする形で、産業の高度化が進むだろう。すでに中国は世界最大の自動車と粗鋼の生産国になったことに象徴されるように、中国の製造業の中心は軽工業から重工業へと移ってきている。

VI 出稼ぎ農民の「市民化」を通じた都市化の推進

労働力不足は、「経済発展パターンの転換」だけでなく、出稼ぎ農民とその同居家族（合わせて移住者）に都市住民と同じ権利を与える「市民化」の促進を通じて、都市化にも拍車をかけている。

中国では、長い間、都市化とは都市建設だと理解されてきた。都市面積や規模の拡張ばかりが重視されて、人々の生活水準の向上は考慮されていなかった。出稼ぎ農民は、単なる労働力として見なされ、彼らとその家族は本当の「市民」として扱われていない。

中国の戸籍には、農業戸籍と非農業戸籍（都市戸籍）がある。多くの出稼ぎ農民は、都市部に定住してからも現地の戸籍を取得できていない。戸籍とそれに関係する一連の制度による制限で、彼らは社会保障や教育などの面において差別を受けている。

農村から都市への移住者の市民化に向けて、政府は、2011年から始まった第12次5ヵ年計画（2011—2015年）に基づき、都市戸籍を取得する条件を満たす者とまだ満たして

いない者を区別した上で、次の改革を行っている。まず、都市戸籍を取得する条件を満たす移住者については、彼らの都市移住に関する自主選択権を十分に尊重し、農村にある請負地、宅地などの合法的権利を確実に保護する。実情に即した措置によって、段階的に推進するという方針に基づき、安定した仕事を持ち、かつ都市部に一定年数以上居住している出稼ぎ農民及びその同居家族に、順次都市戸籍を付与する。その際、都市の規模に比例して戸籍の申請基準が厳しくなるという方針が適用される。一方、現段階ではまだ都市戸籍を取得する条件を満たしていない出稼ぎ農民については、彼らが享受できる公共サービスの改善を図る。

出稼ぎ農民の市民化を中心とする都市化（いわゆる「新型都市化」）の推進が、内需拡大と生産性向上を通じて、経済発展に寄与することが期待されている。

まず、都市化は消費需要を創出する。中国では、主に都市部に立地する工業とサービス業の生産性が農業よりはるかに高いことを反映して、都市住民の1人当たり所得は農村住民の3倍ほどであり、これに比例して、都市部と農村部の消費格差も大きい。都市化の進展に伴い、多くの農民が都市住民になることで消費は拡大する。

また、都市化は巨大な投資需要を創出する。都市化が進めば、インフラ（電気、水道、道路、通信、ガス、ゴミ・汚水処理など）と公共サービス施設（学校、病院など）への投資が増える。商業と工業の施設や住宅の建設も加わり、不動産投資の拡大が見込まれる。

さらに、都市化は農業の近代化にも役立つ。都市化を通じて、大量の農民が農村から離れ、農業以外の産業へ就職すれば、農民の非農業収入が増える一方で、農業の大規模経営と近代化が進み、生産性の上昇に伴って、農民の農業収入も増える。また、都市に近い農村の土地価格が上昇し、地方政府（場合によって農民）はその売却によって利益を得られる。

中国の都市化率（全人口に占める都市の常住人口の割合）は、改革開放直前の1978年の17.9%から2013年には53.7%に上昇しているが、先進国はもとより、同じ発展段階にある国々と比べても依然として低く、上昇の余地が十分残っている。政府は2020年までに都市化比率を60%前後に引き上げる目標を定めている⁷。

VII 求められる農地の流動化

戸籍制度に加え、土地の流動性を制約する土地制度も、労働力の都市部への移動、ひいては都市化の妨げになっている。

社会主義を標榜している中国では、土地はすべて公有であり、私有財産として認められていない。土地の公有制は都市部では国有だが、農村部では集団所有という形をとっている。ここでいう「集団」とは、農業生産合作社などの農民の集団経済組織のことで、農民を代表して土地を所有している。1980年代以降、改革開放が進むにつれて、農村部の基本的生産方式は、それまでの「人民公社」から「家庭請負制」に変わった。「家庭請負制」

⁷ 「国家新型都市化計画（2014-2020年）」、2014年3月

の下では、農民は請け負った土地の「所有権」を持っておらず、あくまでもその「使用权」しか与えられていない。土地の使用权の期限は、都市部の宅地が 70 年間、工業用地が 50 年間、商業用地が 40 年間になっているのに対して、農地は 30 年間と短くなっている。

こうした土地の集団所有制の下では、農民が都市部への移住などにより農業戸籍を失えば、彼らの農地に対する権利は消滅し、極端な場合、何の補償も受けられない。その一方で、現在、多くの農村の若者は都市部に出稼ぎに行っているが、彼らが請け負った農地は処分できないまま、荒廃してしまっている。また、農業の生産性を高めるためには、農地の集約化による大規模経営が必要だが、農地の流動化が大きく制約されているため、なかなか実現できない。

これらの問題を解決するためには、最終的には、農地の私有化、すなわち、所有権を含めて、農地に対する諸権利を農民に帰属させることを認めるしかない。しかし、イデオロギーや、土地譲渡金収入を維持したい地方政府の反対、食糧自給率維持のための農地の他用途への転換に関する厳しい制限などが妨げとなっており、現段階では、農地の私有化が実施される可能性はほとんどない。これを背景に、集団所有という原則を尊重しながら、農地の効率的な利用を目指して、各地域において、農地の流動化を通じた土地の集約化の試みが続いている。

改革開放当初、農地の流動化の手法は、農地の交換、賃貸、譲渡といった農家の間の相対取引にとどまっていた。市場化改革が進むにつれて、より多くの農家が同時に参加でき、流動化の対象となる農地の面積も大きい土地株式会社や土地流動化信託などに進化してきている。中でも資本市場の機能を活用した土地流動化信託は注目されている。

ここでいう土地流動化信託とは、委託者である農家が土地の有効利用を図るため、土地を信託業者に信託し、信託業者が受託者として建物の建設・資金の調達・建物の賃貸などを行い、賃貸収益から経費や手数料を差し引いた利益を信託配当として委託者に交付する制度である。従来手法と比べて、土地流動化信託には次の利点がある。

まず、耕作者がいなくなり荒廃した農地を含めて、分散している土地を集約し、企業経営を導入することで、農業の大規模化、機械化、そして市場化が可能になる。

また、信託を導入することを通じて、農地の請負権と経営権を明確に分離することができる。土地の経営・管理を専門の会社に任せることによって、生産効率が高まり、農民の収入も増える上、仮に経営権を取得した企業などが事業に失敗したとしても、農民が持つ請負権には影響しない。

さらに、農民は、自ら土地の経営に直接関わらなくても、資産としての土地から生まれる収入を得られることで、農業から離れ、工業やサービス業などへ移動する自由度が高くなる。このことは、所得格差の是正を通じて、都市部と農村部の二重構造の解消につながる。

最後に、信託会社は、強い資金調達能力を備えており、農業の近代化を金融面からサポートすることもできる。

中国では、土地の流動化はすでにある程度進んでおり、2013 年 6 月末現在、農地全体

に占める流動化された農地の面積は 23.9%に上っている⁸。しかし、その一方で、未解決の問題も多い。まず、農地の流動化は、現行の法律法規と矛盾する点があり、関連法律による保障が不足している。また、農地の流動化の過程において、農民の利益は十分に保障されていない。さらに、農地を流動化させるための市場インフラが未熟である。最後に、農業への金融面のサポートが不足している。これらの問題を解決していくことは、農地の本格的流動化、ひいては都市化の加速の前提となる。それに向けて、関連法律の整備に加え、信託制度の一層の活用が求められる。

VIII 日本にも求められる生産要素の流動化

日本は、中国よりも人口の高齢化が進んでいる。それに伴って、労働力の供給が減少しており、潜在成長率が低下してきている。経済の活力を取り戻すためには、中国と同様に、「経済発展パターンの転換」が必要であり、中でも、産業の高度化などを通じて「労働力や資本といった生産要素の投入量の拡大から生産性の上昇へ」と転換することがカギとなる。

経済発展パターンの転換を実現するために、まず、「旧産業の保護」よりも「新産業の育成」に力を入れなければならない。その対象は製造業に限定せず、雇用創出力の大きいサービス部門にも注目すべきである。経済のサービス化・脱工業化は経済の先進国化に伴う現象であり、空洞化と区別しなければならない。日本は、従来の製造業という枠にとらわれず、経済の情報化、ソフト化、ネットワーク化の流れに沿って、新しい産業分野の開拓を目指すべきである。他の先進国と比べて、日本のサービス産業の生産性は依然として低く、規制緩和の進展次第では大いに伸びる可能性がある。

新しい産業を育てる環境を整備するために、新規参入や競争を阻害するような規制を早急に撤廃すると同時に、労働、資本、土地といった生産要素を衰退産業に固定させるのではなく、新しい産業へ円滑に向かわせるような政策が求められる。中国における戸籍改革や信託制度の導入による農地改革などは、まさにその一環である。

日本の労働市場は、中国と比べ、地域間の流動性が高いが、企業間の流動性は低い。特に正規社員を人員整理のために解雇するには、①人員整理の必要性、②解雇回避努力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④手続の妥当性からなる「四要件」という厳格な基準を満たさなければならず、このことは労働力の流動化を妨げている。その上、派遣労働者の保護をうたった労働派遣に関する規制強化も、かえって派遣社員の雇用機会を奪ってしまう恐れがある。労働市場の流動性を高め、新たな雇用機会を創出するために、関連法規を見直す必要がある。

また、政府の支援などを受けて、業績が悪く、本来なら倒産などを通じて市場から淘汰

⁸ 国務院新聞弁公室「食糧増産と農民増収及び三中全会の精神の徹底に関する記者会見」、国務院新聞弁公室サイト、2013年12月6日

されるはずなのに存続している「ゾンビ企業」が多く生き残っているとされる⁹。その結果、資本がいつまでたっても効率の悪い企業にとどまり、効率の良い企業は逆に資金難に陥ってしまう。これは、日本経済の新陳代謝を遅らせる要因となっている。

さらに、日本では、戦後の農地改革を受けて、農地の小口化が生じたうえ、農地法の権利移動・転用に関する規制が農地の流動性の低さを招いた。その結果、農地集約による効率化が困難な状態に陥っており、農業の生産基盤も衰退している。こうした中で、①農地所有・利用状況の把握、②農業委員会の見直し、③農地のゾーニング、④農地税制の見直し、⑤離農プログラムの整備、⑥貸借・売買情報の整備、によって構成される政策パッケージによって、農地の流動性を高める必要があるとされる¹⁰。

日本では、安倍政権の下で進められている成長戦略（アベノミクスの第三の矢）は、投資の促進、人材の活躍強化、新たな市場の創出、世界経済とのさらなる統合が中心になっているが、中国の経験を踏まえれば、制度改革を通じて生産要素の流動性を高めることは、これらを実現するための前提条件となろう。

<参考文献>

日本語

- ❖ 星岳雄 [2013] 『何が日本の経済成長を止めたのか』、日本経済新聞出版社
- ❖ 堀千珠 [2011] 「わが国農業再生のカギとなる農地政策～農地の流動性向上や大規模農地区画の整備への先駆的な取り組みが求められる主要被災地～」、『みずほ総研論集』、2011年Ⅲ号、2011年9月30日
- ❖ 南亮進 [1970] 『日本経済の転換点:労働の過剰から不足へ』、創文社

英語

- ❖ Lewis, W. Arthur [1954] “Economic Development with Unlimited Supplies of Labor,” *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol. 22.

⁹ 星岳雄 [2013]

¹⁰ 堀千珠 [2011]